規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成三十年十二月十九日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一二七

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表内閣府の部内部部局の項中「政策統括官」を「政策統括官　独立公文書管理監」に改め、「独立公文書管理監」を削る。

別表文部科学省の部内部部局の項中「防災推進室長」を削り、「監理官　主任社会教育官　教育改革推進室長　生涯学習企画官」を「災害対策企画官　防災・減災企画官　文教施設監理官　主任教育企画調整官　国際調整企画官　教員免許企画室長」に、「情報教育振興室長　地域学校協働推進室長　青少年教育室長」を「地域学校協働活動推進室長　青少年教育室長」に改め、「産業教育振興室長」を削り、「特別支援教育企画官」を「特別支援教育企画官　情報教育振興室長」に、「教員免許企画室長　学校運営支援企画官　学力調査企画官」を「産業教育振興企画官」に改める。

別表文化庁の部内部部局の項中「部長　審議官　文化財鑑査官」を「文化財鑑査官　審議官」に、「会計室長補佐」を「会計室長補佐　専門職（宗務課長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「日本型直接支払室長　中山間地域室長」を「中山間地域・日本型直接支払室長　農泊推進室長」に、「農村環境対策室長　鳥獣対策室長」を「鳥獣対策室長」に改め、同部地方農政局の項中「主任広域監視官（服務に関する事務を担当する者に限る。）」及び「主席統計専門官（服務に関する事務を担当する者に限る。）」を削る。

別表国土交通省の部国土地理院の項中「適正業務管理官」を「適正業務管理官　防災企画調整官」に改める。

別表備考第一項中「平成三十年八月三十一日」を「平成三十年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。